

第2章 大泉町をとりまく環境と課題

- 1 環境をめぐる社会の動き
- 2 大泉町の環境
- 3 大泉町の環境に関する意識調査結果の概要
- 4 大泉町の課題

1 環境をめぐる社会の動き

1-1 環境全般の動向

○ 世界の動向 ～持続可能な開発目標(SDGs)～

2015（平成 27）年 9 月「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。これは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための画期的な合意となりました。

アジェンダには、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標が掲げられています。その目標が、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs^{*}）」になります。なお、SDGs の 17 のゴール（目標）^{*1}は相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すことが特徴です。

ゴール（目標）の達成には、国家レベルだけでなく、町民、事業者、町など多様な主体が連携して行動することが求められます。



^{*1}17 のゴール（目標）の詳細は 9 ページを参照。

○ 国の動向 ～第五次環境基本計画と次期計画の検討～

2018（平成 30）年 4 月 17 日に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造や、公害克服の歴史と優れた環境技術、「もったいない」精神や自然共生の伝統を活かした「世界の範となる日本」等を“日本が目指すべき社会の姿”として描いており、その実現には、「SDGs^{*}の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化すること」等としています。また、環境政策の具体的な展開では、分野横断的な 6 つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）も設定されています。

また、2023（令和 5）年現在では、「第六次環境基本計画」の検討が進められています。2023（令和 5）年 1 月に公表された点検結果によると、第五次環境基本計画に掲げられた 6 つの重点戦略について、関連する諸施策が着実に実施され、施策に係る指標も全体として目指す方向へ進捗していると評価する一方で、第三次環境基本計画から掲げられている「環境・経済・社会の統合的向上」に関する指標について、GDP 等の経済・社会指標がほぼ横ばいであり、「統合的向上」に課題があることが指摘されています。

SDGs17のゴール(目標)の詳細の抜粋

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナースhipで目標を達成しよう</p>	<p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

資料：外務省パンフレット「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

○ 県の動向 ～群馬県環境基本計画2021-2030～

群馬県では、2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症*の拡大や、これに伴うデジタル化をはじめとするニューノーマル（新常態）への転換、再生可能エネルギー*の主力電源化に向けた取り組みなど、社会経済情勢の変化等に対応するため、「群馬県環境基本計画 2016-2019」を見直し、新たな基本計画を策定しています。

- 1 長期的視点に立ち、ぐんまの環境のあるべき姿や目標（ビジョン）を示す。
- 2 あるべき姿や目標の達成（ビジョンの実現）に向け、計画期間内に取り組む施策を明らかにする。
- 3 SDGs*（持続可能な開発目標）の考え方も活用し、施策を推進する。
- 4 「ぐんま5つのゼロ宣言」実現のための取り組みは、重点取組に位置付け、強力で推進する。

また、この計画では、2040（令和22）年に向けた群馬県の環境の将来像に「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」を掲げ、県民生活の水準や利便性、豊かな自然環境がもたらす潤い等は向上させながらも、群馬県の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環等を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる持続可能な社会づくりに取り組むこととしています。さらに、施策の柱として、「地球温暖化対策の推進」「持続可能な循環型社会づくり」「自然との共生と森林（もり）づくり」「安全・安心で快適な生活環境づくり」の4つの柱を位置付け、各種施策を推進しています。

1-2 気候変動分野の動向

○ 世界の動向 ～パリ協定～

2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP*21）では、2020（令和 2）年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定*」が採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効し、2020（令和 2）年に実施段階に入っています。

「パリ協定*」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス*排出を実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量*と吸収量*を均衡させること）にすること」などを決定しました。これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

○ 世界の動向 ～IPCC 第6次評価報告書～

2023（令和 5）年 3 月にインターラーケンで開催された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*第 58 回総会において、2014（平成 26）年からおよそ 9 年ぶりとなる第 6 次評価報告書（AR6）統合報告書が採択されました。これは、気候変動に関する最新の科学的知見をまとめたものです。

報告書には「人間活動が主に温室効果ガス*の排出を通して地球温暖化*を引き起こしてきたことは疑う余地がない」ことや、「大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっており、人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている」こと等が明言されました。

また、世界の平均気温は産業革命前から既に 1.1℃上昇しており、2030 年代には 1.5℃に達する可能性が高いことを改めて指摘しました。さらに、2050 年カーボンニュートラルを実現し、1.5℃に気温上昇を抑えるためには、世界の二酸化炭素排出量を 2019 年比で 2030 年までに 48%削減、2035 年までに 65%削減、2040 年までに 80%削減していく必要性についても、明示しています。

○ 国の動向 ～2050 年カーボンニュートラル宣言～

2020（令和 2）年 10 月に、内閣総理大臣は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050 年までに、温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル*、脱炭素社会*の実現を目指す」ことを宣言しました。

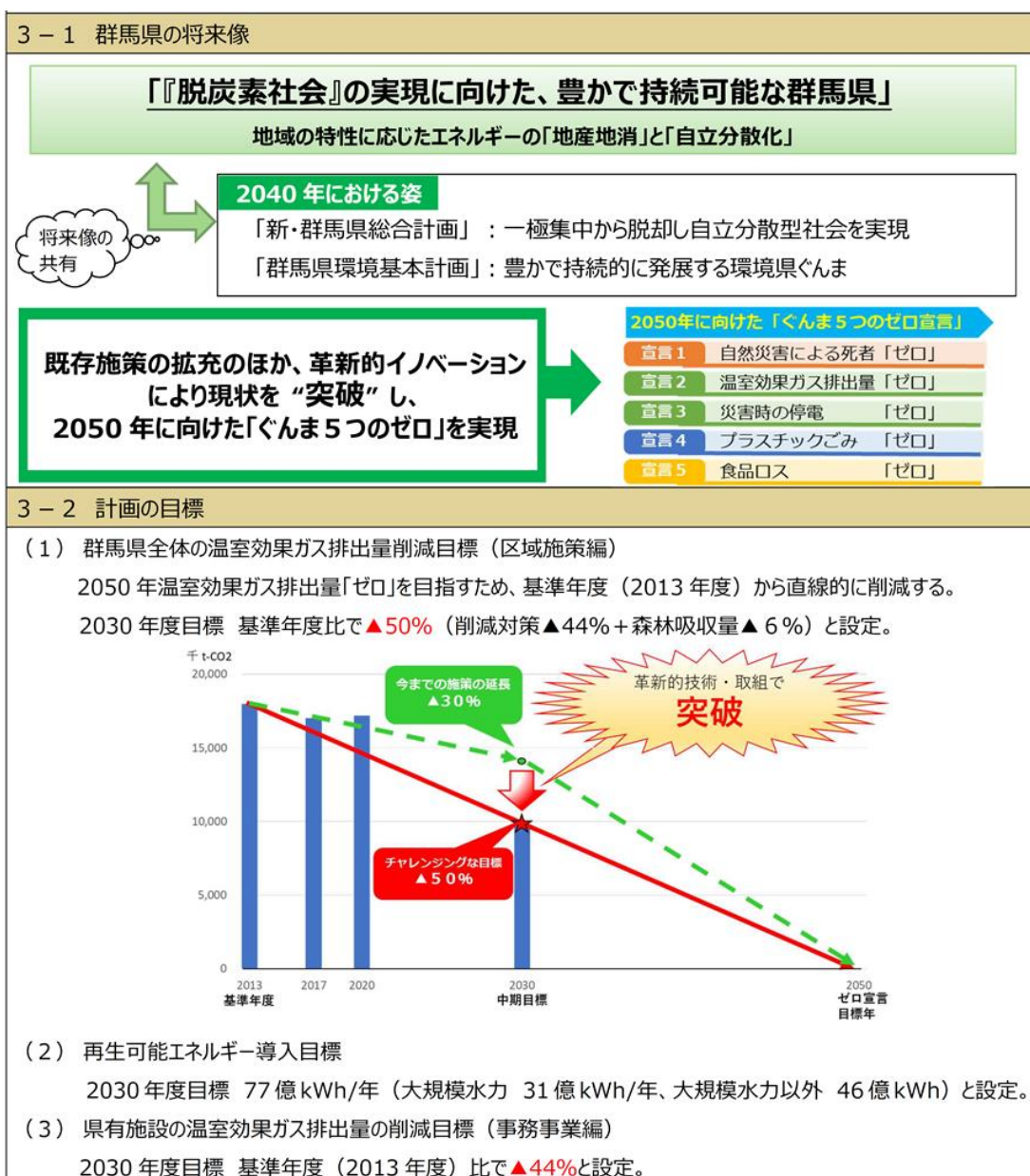
これを受け、2021（令和 3）年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律*が改正され、2050 年までの脱炭素社会*の実現が基本理念に明示されるとともに、同年 10 月には「2030 年度に温室効果ガス*の 46%削減（2013 年度比）」を目標とする「地球温暖化対策計画」が改定されました。

また、同年 11 月に、既に生じている温暖化による影響に対応するため、「気候変動適応計画」も改定されています。

○ 県の動向 ～群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030～

群馬県は、これまでも地球温暖化対策の推進に関する法律*（第 21 条）に基づく計画（区域施策編及び事務事業編）により、地球温暖化対策を進めてきましたが、2050（令和 32）年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」の実現や、社会経済情勢の変化に対応し、新たな地球温暖化対策を展開していくため、2021（令和 3）年 3 月に気候変動適応法*（第 12 条）に基づく地域気候変動適応計画を含む「群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030」を新たに策定しました。

群馬県全体の温室効果ガス排出量*削減目標については、「2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減（削減対策 44%+森林吸収量による削減 6%）」すること、再生可能エネルギー*導入目標を「2030 年度までに 77 億 kWh/年（大規模水力 31 億 kWh/年、大規模水力以外 46 億 kWh/年）」とすることなどを設定しています。



資料：「群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 の概要」（群馬県）より抜粋

1-3 資源循環分野の動向

○ 世界の動向 ～バーゼル条約～

有害な廃棄物の越境問題は、先進国が開発途上国に放置した廃棄物による環境汚染等の問題が顕在化したことで、1989（平成元）年3月、スイスのバーゼルにおいて国際的な枠組み及び手続等を規定し、作成されました。2019（令和元）年4月の第14回締約国会議では、規制対象物資に「汚れたプラスチックごみ」が追加されました。

○ 世界の動向 ～大阪ブルー・オーシャン・ビジョン～

2019（令和元）年6月のG20大阪サミットにおいて、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指すビジョンを提案し、G20首脳がこれを「共通のグローバルなビジョン」として共有しました。また、流出の多くが新興国・途上国ともいわれていることから、これらの国を含む世界全体で取り組むことが重要であることを踏まえ、他国や国際機関等にもビジョン共有を呼び掛け、2021（令和3）年5月現在、87の国と地域が共有しています。2023（令和5）年4月のG7*札幌気候・エネルギー・環境大臣会合では、「2040年までにゼロ」を目標とすることに見直されました。

○ 国の動向 ～プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定～

2019（令和元）年には、ワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルの推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

また、海洋プラスチックごみ問題*、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021（令和3）年6月に成立し、2022（令和4）年4月に施行されました。

○ 国の動向 ～食品ロスの削減の推進に関する法律の制定～

食品ロス*とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では2020（令和2）年度に、約522万tの食品ロス*が発生したと推計されています。食品ロス*の削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロス*の削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年に施行されています。この法律第13条では、区域内における食品ロス*の削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。

食品ロス*の削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSS プロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス*削減に向けた取り組みを実施しています。

○ 県の動向 ～第三次群馬県循環型社会づくり推進計画～

群馬県では、これまでも 2016（平成 28）年 3 月に「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、県民、民間団体、事業者、行政などの各主体それぞれの役割に応じた実践的な取組により、ごみの減量や資源の循環的な利用などを推進してきました。計画期間が満了するにあたり、これまでに進めてきた各主体の取組を検証するとともに、近年の様々な動向を踏まえ、新たな計画期間における取組の指針として 2021（令和 3）年 3 月に「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しました。また、2022（令和 4）年 3 月には、循環型社会づくりに関する「群馬県食品ロス削減推進計画」、「群馬県バイオマス活用推進計画」、「群馬県海岸漂着物対策推進地域計画」の内容を追加しています。

この計画では、環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理や本県に豊富に存在するバイオマスの有効活用を更に推進しながら、人口減少社会が到来する中で群馬県の豊かな環境を維持し次世代に継承していくため、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会*の実現を目指します。

1-4 自然共生分野の動向

○ 世界の動向 ～昆明・モンテリオール生物多様性枠組～

2020（令和 2）年までとなっていた「愛知目標」の後継として、生物多様性に関する世界目標となる枠組が 2022（令和 4）年 12 月に採択されました。新枠組では、「2050 年ビジョン」、「2030 年ミッション」、「2050 年グローバルゴール」、「2030 年グローバルターゲット」及びその他の関連要素から構成されています。なお、その他の関連要素には、新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みである「レビューメカニズム」も採択されており、これまでの目標よりも更に実効性を高める仕組みが強化されています。

生物多様性の観点から 2050 年までに「自然と共生する世界」を達成するため、2030 年までのミッションを「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」こととし、2030 年グローバルターゲットには、日本が特に重視している 30by30*や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために 8 個の数値目標が盛り込まれています。

○ 国の動向 ～生物多様性国家戦略と30by30～

2023（令和 5）年 3 月に、2030 年までの世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえて、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。この戦略は、2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）*の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略と位置付けられています。戦略のポイントとしては、「生物多様性損失」と「気候危機」の『2つの危機』への統合的対応及び、ネイチャーポジティブ*実現に向けた社会の

根本的変革の強調や、30by30*目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復すること、自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ*の駆動力となる取組）の推進としています。

また、30by30*目標の達成に向けて、2022（令和4）年4月には「30 by 30 ロードマップ」が策定されており、2023（令和5）年4月からは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を自然共生サイト*として国が認定する制度が始まっています。なお、これらの認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECD*」として国際データベースに登録されます。

○ 県の動向 ～生物多様性ぐんま戦略～

群馬県では、2017（平成29）年度から2027（令和9）年度までを計画期間とした「生物多様性ぐんま戦略」を策定しています。この戦略では、「恵み豊かな自然を未来へつなぐ群馬県～生物多様性を守り賢く活かす～」を基本理念とし、県内各地に存在する個性豊かな自然環境と、それによって育まれてきた文化や産業は、地域の魅力を形作る「地域の宝」と再認識し、県民の理解を深めることで、生物多様性を保全しながら持続可能な形で利用を進めることで地域の活力増進に結びつけることを目指しています。

また、この基本理念に基づき、目指すべき10年後の姿を「県民の理解が深まり参加が進んでいる」、「生態系の劣化が食い止められている」、「保全と利用の好循環への取組が進んでいる」、「科学的知見に基づく中長期的課題が検討されている」、「継続的な取組の体制が整えられている」の5つの戦略目標として位置付け、それを達成するための取り組みの方向性を設定することで、各種施策を展開し推進しています。さらに、施策の方向性ごとの個別事業の実績、今後の方針・課題を経年的に把握、点検することを目的に進捗状況調査を毎年実施し、その結果を公表することで、今後の施策事業の効果的な推進や本戦略の見直しに役立てています。

2 大泉町の環境

2-1 大泉町の概況

○ 地勢

本町は、群馬県の東南に位置し、地形は平坦で、東は邑楽町、千代田町、西と北は太田市、南は利根川をはさんで埼玉県熊谷市に隣接しています。

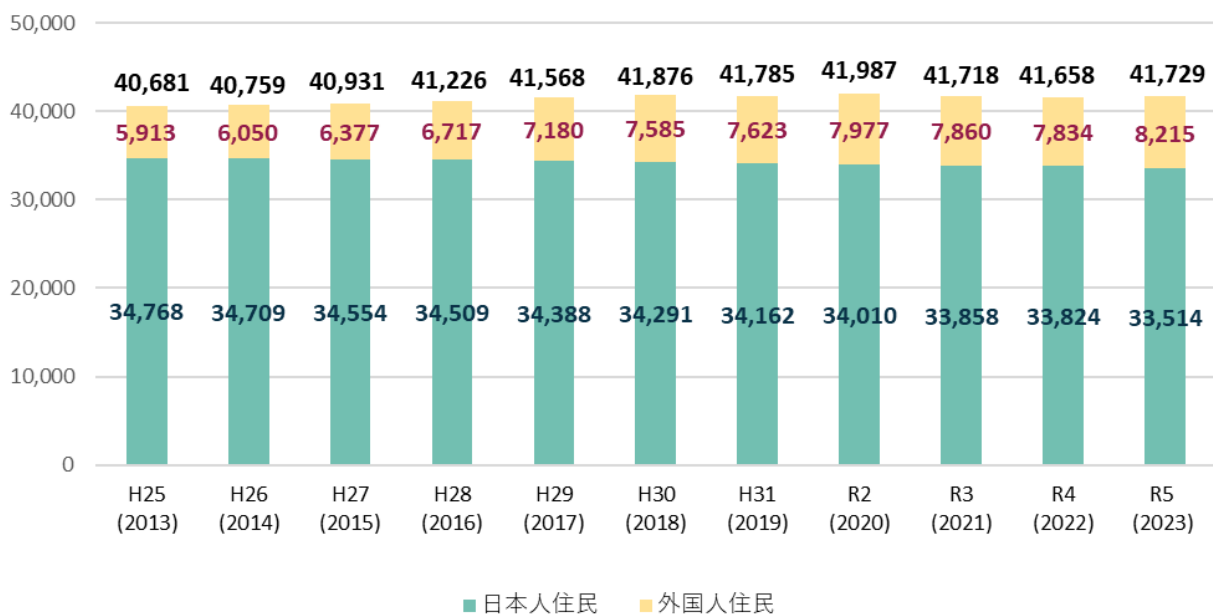
1957（昭和 32）年 3 月、小泉町と大川村が合併して誕生した本町は、面積は 18.03 平方キロメートルで、群馬県で一番小さな町ですが、北関東でも屈指の製造品出荷額を誇る一方、いずみ緑道などの公園や街路などの都市施設整備を積極的に進め、美しい都市景観を持つ町となっています。

○ 人口・世帯数

2023（令和 5）年 1 月 1 日現在の人口は 41,729 人、世帯数は 20,137 世帯となっています。

総人口の推移は、2013（平成 25）年以降、緩やかな増加傾向にありましたが、2020（令和 2）年から緩やかな減少をみせ、2023（令和 5）年には再度、わずかながら増加傾向を示しました。内訳をみると、日本人住民は減少傾向に推移している一方で、外国人住民は 2020（令和 2）年まで増加傾向で推移しています。

町の総人口の推移



資料： e-Stat（政府統計の総合窓口） 住民基本台帳

○ 産業

2021（令和3）年の本町の事業所総数は、全産業で1,445件、従業者総数は、21,991人です。産業別事業所数の比率は、第3次産業が78.4%、第2次産業が20.5%、第1次産業が0.3%で、産業別従業者数の比率は、第3次産業が49.1%、第2次産業が48.8%、第1次産業が0.28%となっています。全産業のうち、最も事業所数が多いのは「卸売業、小売業」の334事業所（23.1%）、最も従業者数が多いのは「製造業」の10,268人（46.7%）となっています。

町の事業所数・従業者数

産業分類	事業所数		従業者数	
	所	%	人	%
全産業合計	1,445	100.0%	21,991	100.0%
第1次産業	4	0.3%	61	0.28%
農林漁業	4	0.3%	61	0.28%
第2次産業	296	20.5%	10,729	48.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	121	8.4%	461	2.1%
製造業	175	12.1%	10,268	46.7%
第3次産業	1,133	78.4%	10,806	49.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	13	0.9%	74	0.3%
運輸業、郵便業	34	2.4%	722	3.3%
卸売業、小売業	334	23.1%	2,599	11.8%
金融業、保険業	24	1.7%	287	1.3%
不動産業、物品賃貸業	71	4.9%	176	0.8%
教育、学習支援業	49	3.4%	524	2.4%
宿泊業、飲食サービス業	169	11.7%	1,077	4.9%
生活関連サービス業、娯楽業	139	9.6%	435	2.0%
教育、学習支援業	51	3.5%	800	3.6%
医療、福祉	115	8.0%	1,422	6.5%
複合サービス事業	5	0.3%	153	0.7%
サービス業(他に分類されないもの)	129	8.9%	2,537	11.5%

資料：2021（令和3）年 経済センサス

○ 土地利用

土地利用分類別面積は、2016（平成28）年時点で、田や畑などの自然的土地利用について518.1haと3割に満たない一方、都市的土地利用については1284.9haと町域の約7割を占めています。

資料：平成28（2016）年 都市計画基礎調査

町の土地利用の現状

(単位:ha)

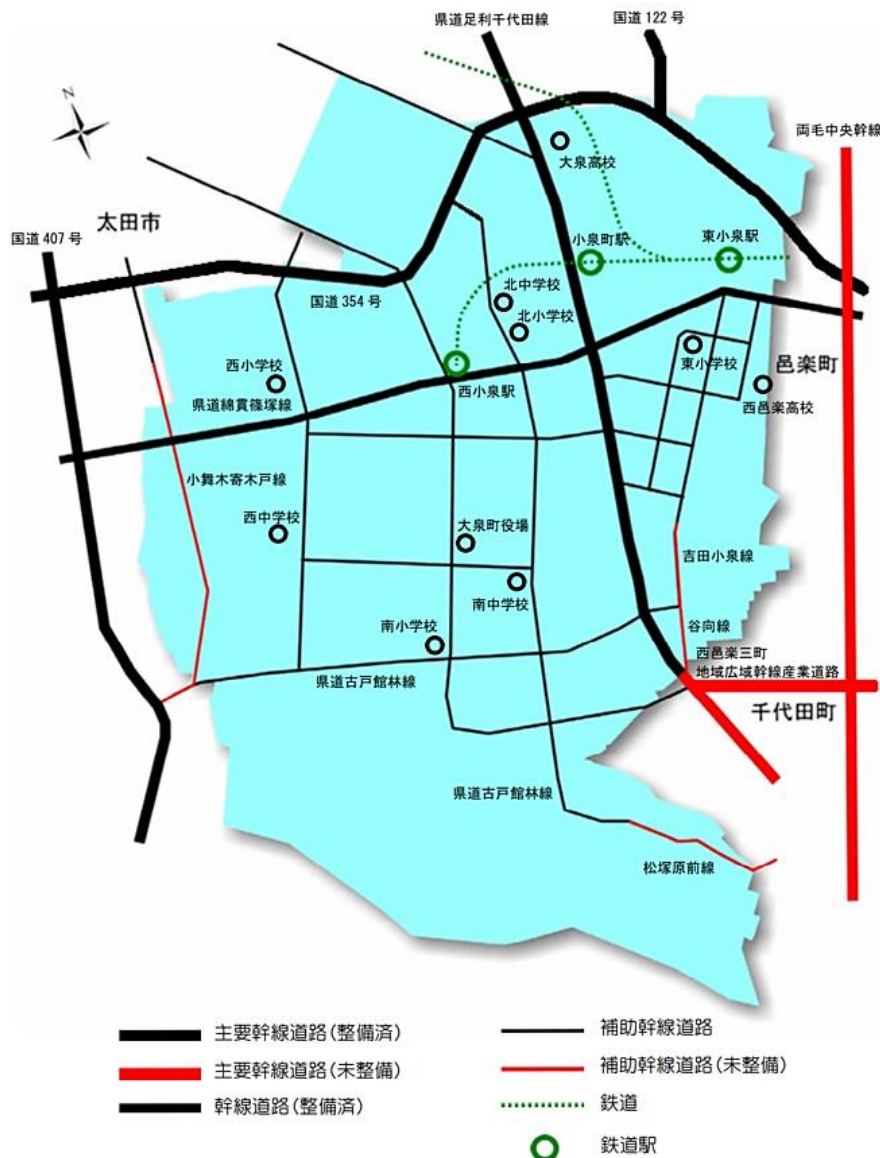
都市計画区域	面積 (ha)	構成比
自然的土地利用	518.1	28.7%
田	173.5	9.6%
畑	137.5	7.6%
山林	6.9	0.4%
水面	97.4	5.4%
その他自然地	102.8	5.7%
都市的土地利用	1,284.9	71.3%
住・商・工用地	788.1	43.7%
公益施設用地	74.6	4.1%
道路・鉄道等	264.5	14.7%
その他(空地)	157.7	8.7%
合計	1,803	100.0%

○ 交通

本町では、市街地の大半が土地区画整理事業や工業団地造成事業等によって整備された経緯もあり、幹線道路・補助幹線道路は良好な整備状況となっています。特に、町内北部には、東毛広域幹線道路（国道 354 号）と県道綿貫篠塚線（旧国道 354 号）が横断し、県道足利千代田線が縦断することで、隣接他市町の幹線道路と円滑に接続できおり、町の活力ある発展と住民生活の利便性向上に貢献しています。

鉄道は、東武小泉線東小泉駅、小泉町駅、西小泉駅の 3 つの駅があり、都市計画マスタープランでは、本町の活動を活発化するために重要となる都市活動拠点として位置付けられています。また、バスは、千代田町と共同運行する広域公共バス「あおぞら」（大泉・千代田線）や高齢者等デマンド交通「ほほえみ」を運行しており、それに加えて、西小泉駅から熊谷駅まで民間の路線バスが運行されており、多くの町民の生活交通を支えています。

町の交通体系の整備方針図



資料：第二次大泉町都市計画マスタープラン

2-2 大泉町の温室効果ガス排出量と将来の見通し

○ 対象とする温室効果ガスと部門

本計画における温室効果ガス*については、日本の温室効果ガス排出量*の9割を占める、二酸化炭素（CO₂）とします。

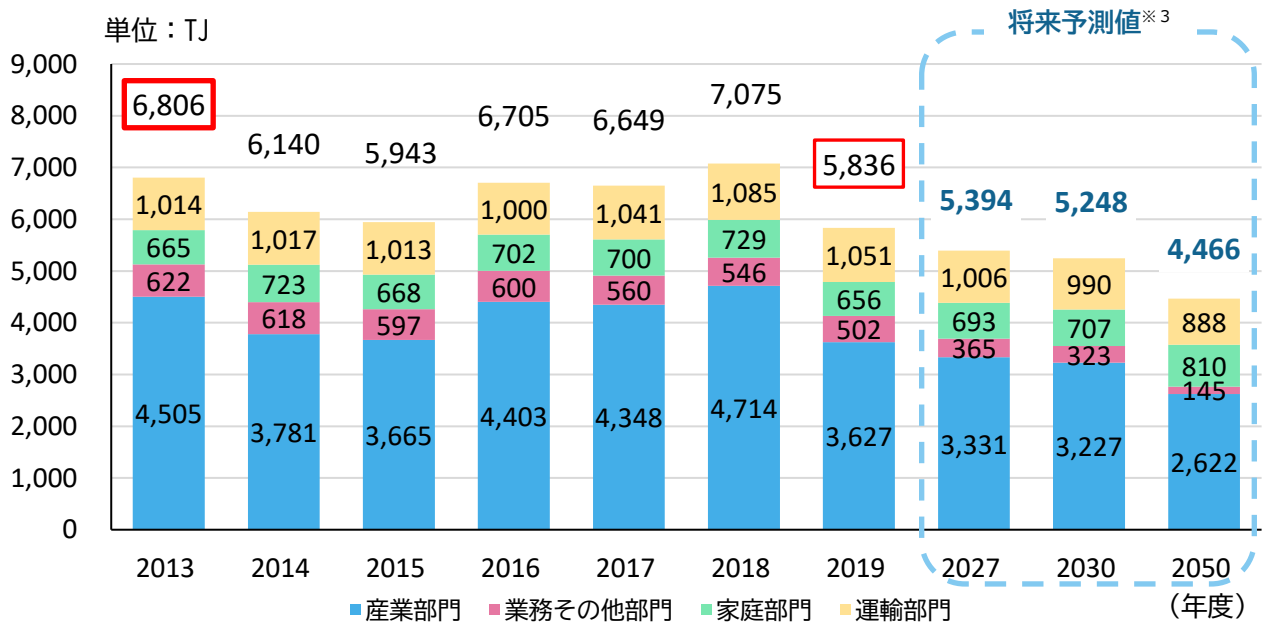
- エネルギー起源 CO₂
 - ⇒ 産業部門【第1次・第2次産業】（農林水産業、建設業、製造業）、業務その他部門【第3次産業】、家庭部門、運輸部門（自動車、鉄道）
 - 非エネルギー起源 CO₂
 - ⇒ 一般廃棄物
- *1各推計方法は資料編を参照。

○ エネルギー消費量の現況と将来推計

本町全域における2013（平成25）年度の総エネルギー消費量は6,806TJ、2019（令和元）年度の総エネルギー消費量は5,836TJ^{※2}と基準年度比で14.3%の減少となっています。なお、2019（令和元）年度を部門別にみると、産業部門からの消費量が最も多く、総消費量の62.2%を占めています。現在の傾向が今後続くと仮定した場合、2030（令和12）年度には5,248TJと2013（平成25）年度から22.9%減少、2050（令和32）年度には4,466TJ、34.4%減少すると予測されます。

※2解説は20ページコラムを参照。

町域のエネルギー消費量の推移と将来予測



資料： 都道府県別エネルギー消費統計調査より大泉町にて推計

※3 ここでいう「将来予測値」は、現在の人口・世帯の増減、事業活動等の社会経済情勢が、現状のまま将来も推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合を想定して算出した推計値をいう。

エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の違い

● エネルギー消費量とは？

ガソリン、軽油、都市ガスなど化石燃料*の使用、化石燃料*を用いて発電された電力や熱の使用によって得られる発熱量のことで、単位はJ(ジュール)とT(テラ:単位接頭語で10¹²倍の意味)です。

また、エネルギー消費量は、

『エネルギー消費量 = 燃料の使用量 × 燃料別発熱量』であらわすことができます。

● 二酸化炭素排出量とは？

主にガソリン、軽油、都市ガスなどの化石燃料*の使用、化石燃料*を用いて発電された電力や熱の使用によって排出される二酸化炭素量のことで、単位はkg-CO₂またはt-CO₂です。

また、二酸化炭素排出量は、

『二酸化炭素排出量 = 燃料の使用量 × 燃料別排出係数』

『二酸化炭素排出量 = エネルギー消費量 × エネルギー種別排出係数』

であらわすことができます。

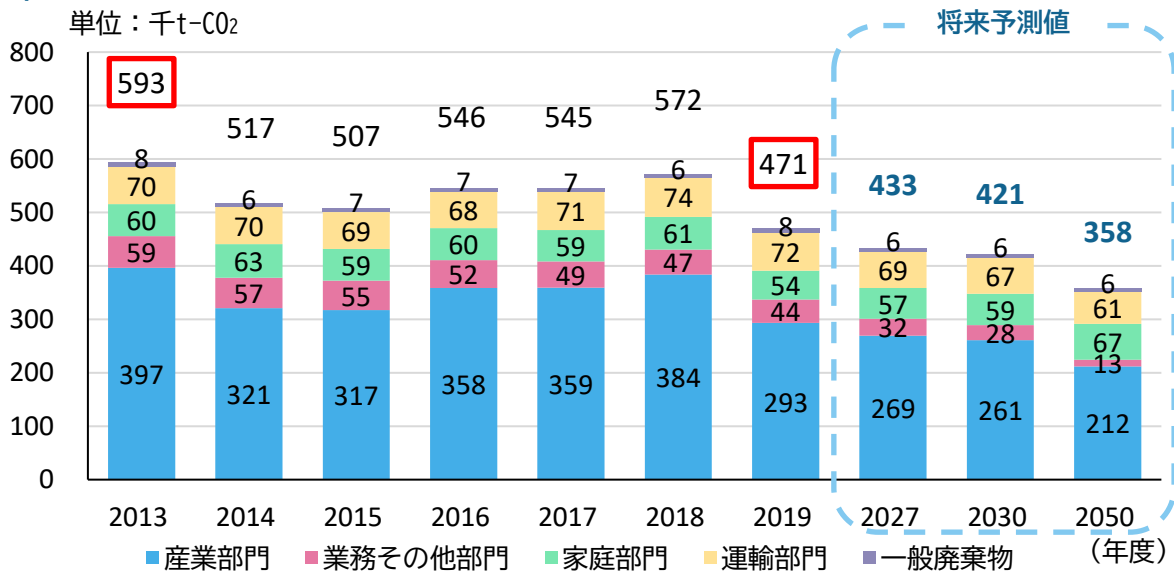
● 二酸化炭素排出量を減らすということは、主に化石燃料*によるエネルギー消費量を減らすこと、または化石燃料*によるエネルギー消費量を再生可能エネルギー*に置き換えるということになります。

○ 二酸化炭素排出量の現況と将来推計

本町全域における二酸化炭素排出量は、基準年度である2013(平成25)年度は593千t-CO₂、2019(令和元)年度は471千t-CO₂となっており、基準年度比で20.5%の減少となっています。なお、2019(令和元)年度を部門別にみると産業部門からの排出量が最も多く、総排出量の62.2%を占めています。

現在の傾向が今後も続くと仮定した場合、2030(令和12)年度には421千t-CO₂と2013(平成25)年度から28.9%減少、2050(令和32)年度には358千t-CO₂、39.6%減少すると予測されます。

町域の二酸化炭素排出量の推移と将来予測



資料：都道府県別エネルギー消費統計調査等より大泉町にて推計部門ごとの推計方法は資料編を参照

○ 再生可能エネルギーの導入状況

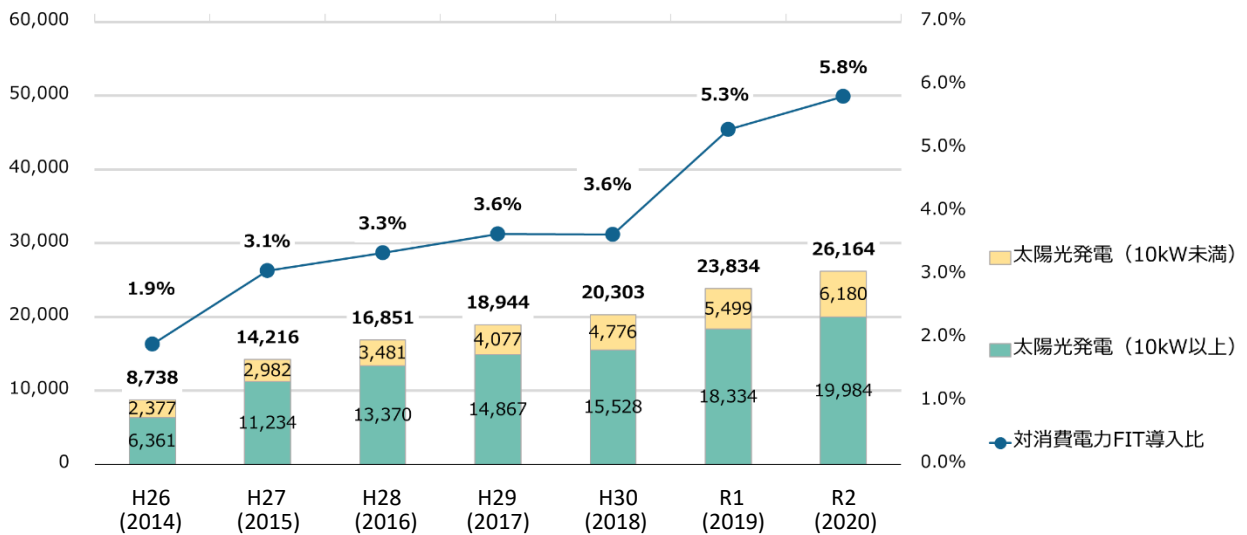
2020（令和2）年度における本町の再生可能エネルギー*の導入容量※¹は26,164kW、発電量は33,850MWhとなっており、全量が太陽光発電によるものです。再生可能エネルギー*による発電電力量は、町域で消費される全電力量の5.8%に相当しています。

経年で見ると少しずつ着実に増加しており、2014（平成26）年度と比較して、約3倍に増えています。

太陽光発電容量別では、10kW未満が23.6%、10kW以上が76.4%となっています。

※¹ ここでいう再生可能エネルギー*の導入容量は、経済産業省 固定価格買取制度（FIT）* 情報公開用 WEB サイト「B表 市町村別認定・導入量」から集計したものです。

町内の再生可能エネルギーの導入容量の推移



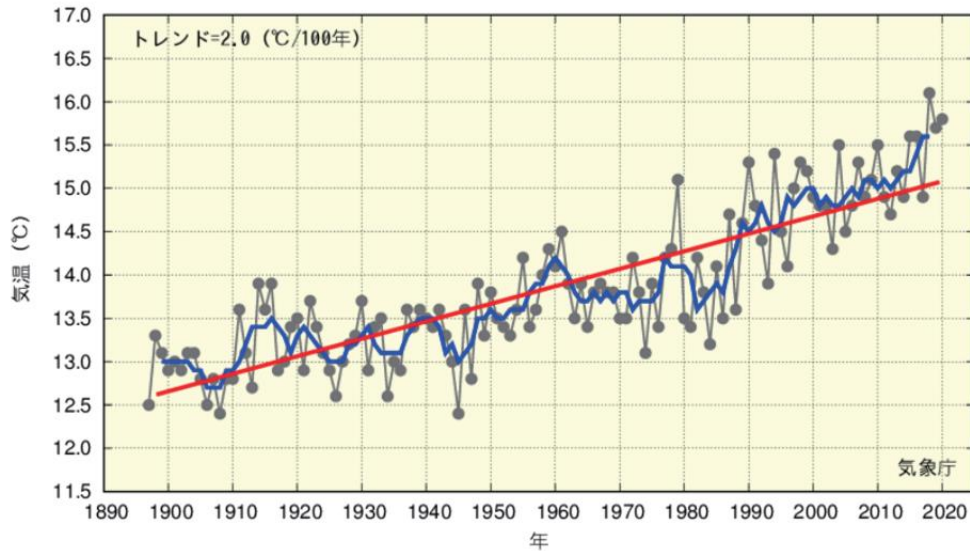
資料：環境省 自治体排出量カルテ

○ 気温の変化

本町の気温の変化については、長期的な変化傾向をみるため、50年以上の長期の観測期間をもつ前橋地方気象台の推移を参照します。

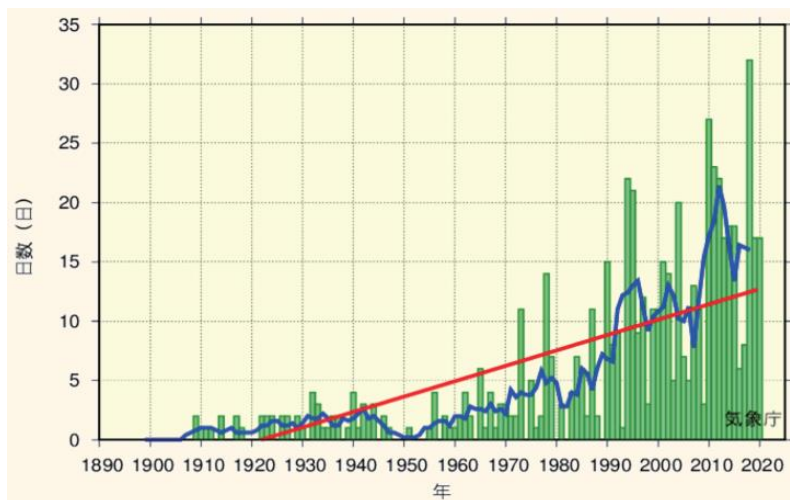
前橋地方気象台の年平均気温は、100年あたりで約2.0℃上昇しており、日本の年平均気温の上昇（約1.2℃/100年）より高い状況となっています。また、猛暑日について、1970年代後半から猛暑日を記録する年が顕著に表れ始めており、年間日数は、10年あたり約1.3日増加しています。

前橋地方気象台の年平均気温の推移



資料：群馬県の気候変動「日本の気候変動 2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（前橋地方気象台・東京管区気象台）令和4年3月

前橋地方気象台の猛暑日の推移

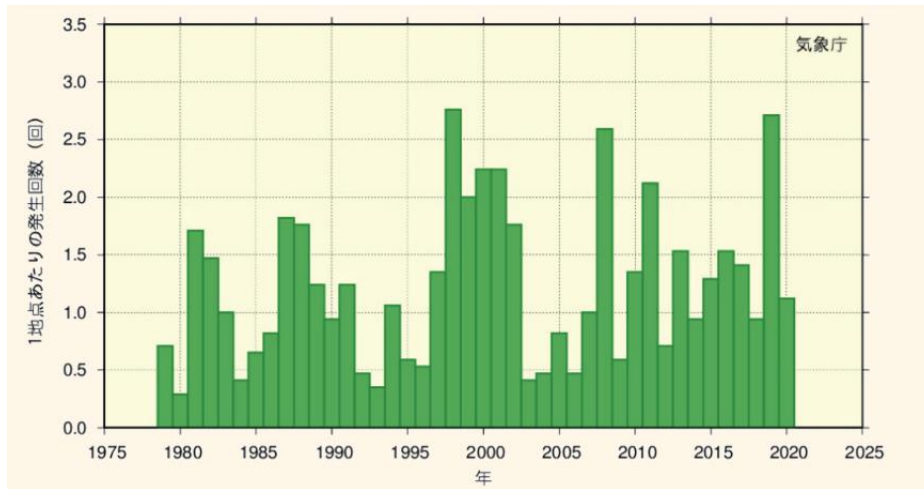


資料：群馬県の気候変動「日本の気候変動 2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（前橋地方気象台・東京管区気象台）令和4年3月

○ 降水量の変化

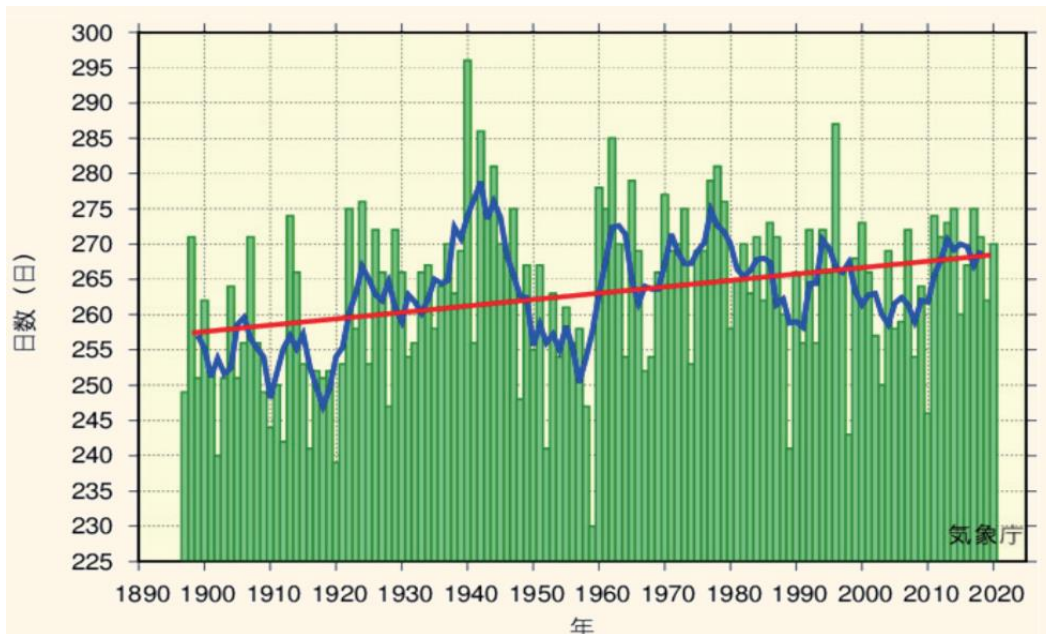
群馬県における年降水量は、年による変動が大きく、一定の変化傾向は確認できません。バケツをひっくり返したように降る雨（1時間降水量30mm以上）についても、年による変動が大きくなっており、有意な変化はみられませんが、最近10年間（2011（平成23）～2020（令和2）年）の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（1979（昭和54）～1988（昭和63）年）と比べて約1.3倍に増えています。一方、無降水日（日降水量1mm未満）が増加傾向にあり、前橋では100年あたりで約9日増加しています。

群馬県の1時間降水量30mm以上の発生回数の変化



資料：群馬県の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（前橋地方気象台・東京管区気象台）令和4年3月

前橋の年間無降水日数の変化



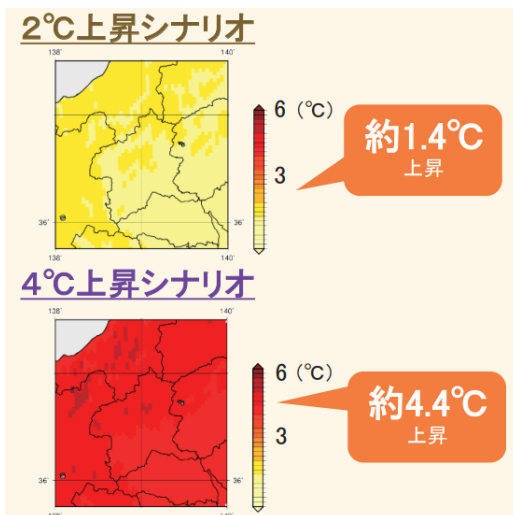
資料：群馬県の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（前橋地方気象台・東京管区気象台）令和4年3月

○ 気温・降水量等の将来予測

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*第5次評価報告書で用いられたシナリオを踏まえ、20世紀末（昭和55（1980）～平成2（1999）年の平均）と比較した21世紀末（2076～2095年の平均）の予測結果が、パリ協定*の2℃目標が達成された「2℃上昇シナリオ」と追加的な緩和策*を取らなかった世界「4℃上昇シナリオ」として公表されています。将来予測については、群馬県と前橋地方気象台の気候の結果を参照します。これによると、前橋地方気象台では、年平均気温が「4℃上昇シナリオ」では約4.4℃上昇しますが、「2℃上昇シナリオ」では約1.4℃上昇に留まると予測されています。猛暑日や熱帯夜については、「2℃上昇シナリオ」においても、猛暑日は5日程度、真夏日は13日程度、熱帯夜は6日程度増加すると予測されています。

降水量では、1時間降水量30mm以上（バケツをひっくり返したように降る雨）が、「4℃上昇シナリオ」では約1.8倍に増加すると予測されています。無降水日（日降水量1mm未満）については、「2℃上昇シナリオ」では変化はみられないものの、「4℃上昇シナリオ」では年間約4日増えると予測されています。

群馬県の年平均気温の将来予測



群馬県の猛暑日等の将来予測

2℃上昇シナリオ

猛暑日	5日程度増加	↑
真夏日	13日程度増加	↑
熱帯夜	6日程度増加	↑
冬日	20日程度減少	↓

4℃上昇シナリオ

猛暑日	22日程度増加	↑
真夏日	49日程度増加	↑
熱帯夜	37日程度増加	↑
冬日	57日程度減少	↓

群馬県の1時間降水量30mm以上の将来予測

2℃上昇シナリオ

群馬県の1時間降水量30mm以上の雨の回数に有意な変化はみられません。

4℃上昇シナリオ

群馬県では1時間降水量30mm以上の雨は**約1.8倍**に増加。

地域単位での予測は不確実性が高いことに注意

群馬県の無降水日の将来予測

2℃上昇シナリオ

群馬県では雨の降らない日の予測は信頼性が低いため評価できません。

4℃上昇シナリオ

群馬県では雨の降らない日は年間**約4日**増えます。



資料：群馬県の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（前橋地方気象台・東京管区気象台）令和4年3月

○ 気候変動影響評価

2021（令和3）年11月に改定された国の「気候変動適応計画」及び「気候変動影響評価報告書」、また県の「群馬県気候変動適応計画」から、大泉町において該当すると想定されるものを抽出し、整理しました。これらを踏まえ、大泉町における気候変動の影響評価を実施しました。

＜環境影響評価の凡例＞

【重大性】

●：特に大きい ◆：「特に大きい」とは言えない -：現状では評価できない

【緊急性】

●：高い ▲：中程度 ■：低い -：現状では評価できない

【確信度（予測の確かさの度合い）】

●：高い ▲：中程度 ■：低い -：現状では評価できない

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*が公表する評価報告書等の観点や考え方等を基に評価。

分野	項目	既に生じている気候変動影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業	水稲	高温登熟（籾殻の中で米の粒が成長する登熟期間が高温となること）による白未熟粒・胴割粒の発生による品質低下が確認されています。	気温の上昇による品質低下等の被害面積が拡大する恐れがあります。 南方病害虫の北上や害虫発生の早期化、世代数の増加が懸念されます。さらに、適地北上による影響が懸念されます。	●	●	●
	麦、大豆 飼料作物等	麦類は、生育の前進化に伴う春先の凍霜害、生育期全般の湿害、登熟期の高温による枯れ熟れが発生し、収穫量・品質の低下が確認されています。	これまでと同様に、生育期の湿害、登熟期の高温により、収穫量・品質の低下が懸念されます。	●	▲	▲
	野菜等	雨よけハウレンソウの発芽不良や軟腐病等の発生、夏秋トマトの着色不良等の問題が見られます。	野菜は、栽培時期の調整や品種選択を適正に行うことで気候変動影響を回避・軽減できる可能性はあるものの、さらなる気候変動が計画的な生産・出荷を困難にする可能性があります。	●	▲	▲
	農業生産 基盤	水稲における用水不足が見られます。	気象災害の多発による被害面積の拡大、湛水被害面積の拡大、水稲における用水不足の多発が懸念されます。	●	●	▲

分野	項目	既に生じている気候変動影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
水環境 ・ 水資源	水環境 (河川)	全国の河川では、3,121観測点のうち、夏季は73%、冬季は77%で水温の上昇傾向が確認されています。 水温の上昇に伴う水質の変化も指摘されています。	短時間強雨による土砂災害で短期的に水が濁ることが予測されます。 水温上昇による溶存酸素の低下、微生物による有機物分解反応や硝化反応の促進、藻類の増加による異臭味の増加等が予測されます。	●	▲	▲
	水資源 (水供給) ※地表水	利根川水系で取水制限が実施されるなど、渇水が度々生じています。	短時間強雨や渇水の頻度が増加すれば、水道や工業用水道に影響が及ぶことが懸念されます。	●	●	▲
	水資源 (水需要)			●	●	●
自然 生態系	生物季節	植物の開花や、動物の初鳴きの早まりが確認されています。	ソメイヨシノの開花日の早期化など、様々な種への影響が予測されています。	◆	●	●
	分布や 個体数の 変動	昆虫や鳥類などにおける分布域の変化、ライフサイクル等の変化の事例が確認されています。	侵略的外来生物の侵入、定着確率の増大が予測されています。 分布域の変化やライフサイクル等の変化、種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化、生育地の分断化などの可能性があります。	●	●	●
自然 災害	水害 (洪水、内 水)	短時間強雨や大雨の発生回数の増加により、路面冠水や家屋浸水等の被害発生が確認されています。 河川水位の急激な上昇による水害の危険性が高まっています。	今後、気候変動等の影響により水害が頻発するとともに、激甚化することが予想されます。 内水（河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水のこと）氾濫の可能性の増大により、浸水時間の長期化が予想されます。	●	●	●
	その他 (強風等)	台風の発生数は減少しているが、強度が上がっていることが報告されています。	強風や強い台風の増加が予測されています。 強い竜巻の発生頻度の増加が予測されています。	●	●	▲
健康	暑熱	気温上昇による超過死亡の増加が確認されています。 熱中症搬送者数の増加が確認されています。	熱ストレス超過死亡者数、熱中症搬送者数が増加すると予測されています。 屋外労働可能な時間が短縮する、屋外での激しい運動への警戒が予測されています。	●	●	●

分野	項目	既に生じている気候変動影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
健康	節足動物媒介感染症	<p>デング熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカは、従来から県内に生息しています。</p> <p>熱帯地域に生息し感染症を媒介するとされる節足動物（マラリアを媒介するハマダラカや、デング熱・黄熱を媒介するネッタイシマカ等）は、現時点では県内では確認されていません。</p>	<p>地球温暖化*により、ネッタイシマカ、ハマダラカ、ヒトスジシマカ等の生息可能域が広がることで、県外からの持ち込み（感染者）による県内感染事例が発生する可能性がある地域が広がることが懸念されます。</p>	●	▲	▲
	その他	<p>光化学オキシダント*濃度の年平均値は横ばい傾向にありますが、温暖化が原因かどうかは不明です。</p>	<p>光化学オキシダント*は唯一環境基準が達成されていない項目で、健康面に影響を与える恐れがありますが、今後の大気汚染の状況によっても大きく左右され、予測は困難です。</p>	—	▲	▲
		<p>脆弱性が高い高齢者・小児・基礎疾患有病者等への健康影響が報告されています。</p>	<p>暑熱による高齢者の死亡者数の増加が予測されています。</p>	●	●	▲
産業	産業・経済活動	<p>国内では、近年、自然災害に伴う工場の操業停止や企業活動の縮小等が増加しています。</p>	<p>自然災害の増加に伴う工場の操業停止や企業活動の縮小等の可能性があります。</p>	●	▲	▲
国民生活・都市生活	水道	<p>記録的な豪雨による水質の悪化等、水道用水供給体制や工業用水への影響が見られます。</p>	<p>短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等で、水道用水供給体制や工業用水に影響が及ぶことが懸念されます。</p>	●	●	▲
	インフラ・ライフライン等	<p>鉄道や航空機等の運休、道路の封鎖、停電の発生等、風水害が生活インフラに大きな影響を及ぼしています。</p>	<p>大雨や渇水の頻度の増加等により、上下水道や電気、鉄道等のインフラ・ライフライン、廃棄物の適正処理等にさらなる影響が及ぶ可能性があります。</p>	●	●	●
	文化・歴史などを感じる暮らし	<p>サクラ、イチョウ、セミ、野鳥等の動植物の季節の変化がみられます。桜の開花の早期化により地域の行事・観光業への影響がみられます。</p>	<p>サクラの開花から満開までに必要な日数が短くなり、花見ができる日数の減少、観光への影響が予測されています。</p>	◆	●	●
	暑熱による生活への影響	<p>ヒートアイランド現象の進行と気候変動の重なりによる都市域での大幅な気温上昇が懸念されています。</p>	<p>都市化によるヒートアイランド現象に、気候変動による気温上昇が重なることで、都市域では大幅に気温が上昇する可能性があります。</p>	●	●	●

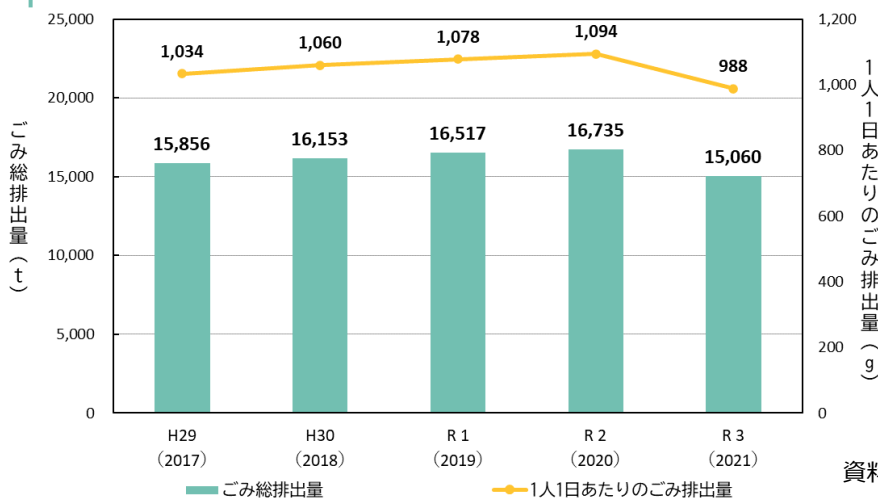
2-4 大泉町の廃棄物

○ 町民 1 人 1 日あたりごみ排出量

本町の 2021（令和 3）年度のごみ総排出量は 15,060t、町民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 988g となっています。

2017（平成 29）年度から 2020（令和 2）年度までは緩やかな増加傾向が継続していましたが、2021（令和 3）年度には減少しています。また、1 人 1 日あたりのごみ排出量についても総排出量と同様の挙動を示しています。

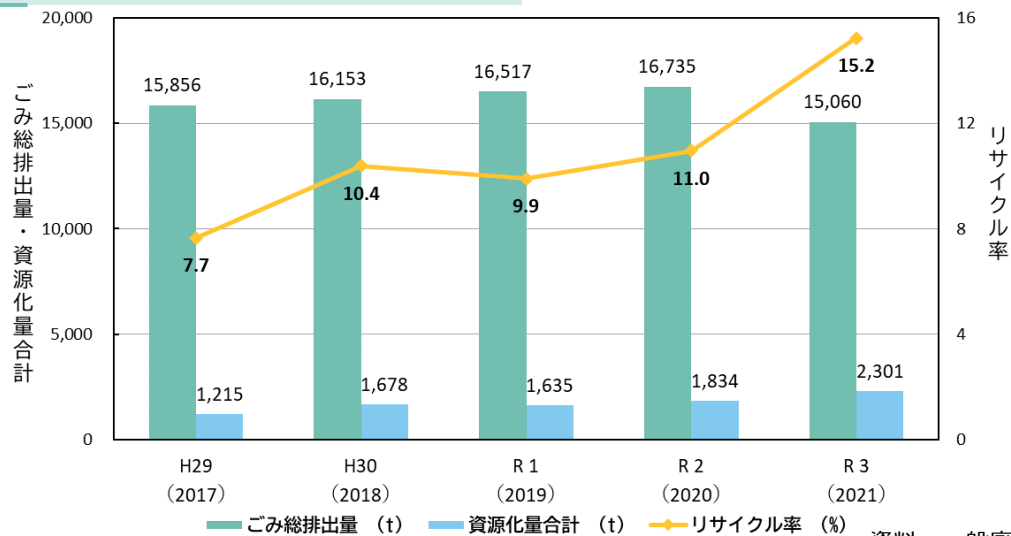
ごみ総排出量と町民 1 人 1 日あたりごみ排出量の推移



○ リサイクル率

リサイクル率は、一時増減を繰り返したものの、2017（平成 29）年度の約 7.7%から比較して、2021（令和 3）年度には約 15%まで上昇しています。また、資源化量についても、ごみの総排出量が 15,856t から 15,060t まで減少した上で、資源化量の合計が、1,215t から 2,301t までと着実に増加しています。

町の資源化量とリサイクル率



2-5 大泉町の自然環境

○ 公園・緑地

本町の都市公園は、街区公園*が31か所、近隣公園*が6か所、総合公園*が2か所であり、緑道*2か所を含めた計画面積は424,600m²です。

また、都市公園総面積に対し、人口は2022（令和4）年10月31日時点で41,826人のため、一人当たりの面積は10.15m²/人となります。2020（令和2）年の群馬県の平均値である14.13 m²/人と比べて、低い結果となっています。

町の公園・緑地等

種別	公園名称	面積 (m ²)	公園名称	面積 (m ²)	一人当たり (m ² /人)
街区公園	吉田公園	2,200	柳町公園	1,200	
	児島公園	1,500	古氷公園	1,700	
	坂田第一公園	3,300	大泉五反田公園	1,600	
	坂田第二公園	3,300	仙石公園	2,700	
	浜野公園	2,600	東志部公園	1,700	
	吉田第一公園	2,000	西原公園	1,700	
	吉田第二公園	2,700	仙石第一公園	2,000	
	吉田第三公園	2,200	仙石第二公園	2,000	
	吉田第四公園	2,500	仙石第三公園	2,000	
	後谷公園	1,800	古海第一公園	3,100	
	天神下公園	1,700	古海第二公園	3,000	
	明ヶ島公園	1,700	古氷南公園	2,600	
	天神南公園	1,900	根岸公園	1,300	
	明ヶ島南公園	1,700	古氷スマイル公園	4,700	
	馬打公園	2,000	坂田スマイル公園	4,600	
	高原公園	1,400			
	面積小計		70,400		
近隣公園	城之内公園	37,000	御正作公園	20,000	
	大泉中央公園	12,000	南公園	20,000	
	志部公園	10,000	仙石森ノ前公園	10,000	
	面積小計		109,000		
総合公園	いずみ総合公園	131,000	大泉スバル運動公園	57,200	
	面積小計		188,200		
緑道	いずみ緑道	45,000	分水堀緑道	12,000	
	面積小計		57,000		
面積合計		424,600		10.15	

資料：令和3年度大泉町行政実績報告書
群馬県都市公園活性化計画

2-6

大泉町の生活環境

○ 大気環境基準達成状況

町内には、群馬県の測定局が設置されていないため、大気汚染状況については、近隣の一般環境大気測定局「太田局」、自動車排出ガス測定局「太田自排局」による常時監視測定結果を参考とします。本町においては、北関東工業地域に属するほどの工業地域があることから、工場等からの固定発生源に加え、工業地帯に接続する幹線道路からの自動車等起因の移動発生源についても監視する必要があります。

2021（令和3）年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質について、物質ごとの長期もしくは短期評価の結果、環境基準を達成している状況でした。ただし、光化学オキシダント*については環境基準を達成していません。

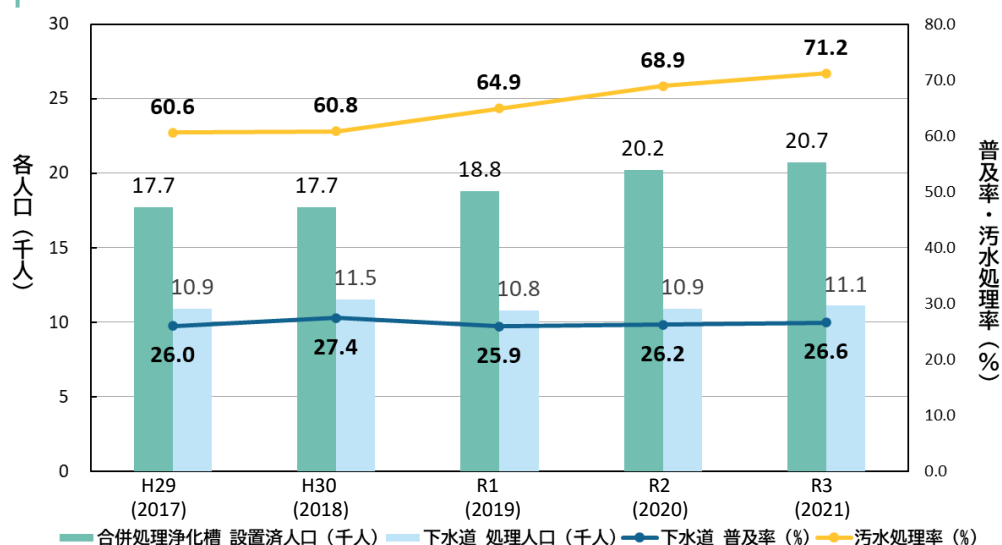
○ 水質環境基準達成状況

本町は、日本最大の流域面積を誇る利根川の中流左岸に位置しています。また、町内の中心部を南北に休泊川が流れています。本町と県では、水質汚濁の状況を把握し、水質浄化の対策に役立てるため、休泊川の太田市との境界、利根川流出口等において水質調査を実施しています。生活環境の保全に関する環境基準について、2021（令和3）年度冬季及び2022（令和4）年度の調査では、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）の項目で、環境基準を達成しています。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）については、2022（令和4）年度冬季に2回達成しておらず、これは季節や気候に起因する濁水等によることが考えられます。

○ 合併処理浄化槽及び下水道の普及状況

2021（令和3）年度末時点での下水道の普及率は26.6%で2017（平成29）年度からの進捗は横ばい、合併処理浄化槽の設置数は増加傾向となっており、2021（令和3）年度末時点で汚水処理率は71.2%となっています。

町の下水道普及率・汚水処理率等の推移



資料： 各年度末汚水処理普及状況

3 大泉町の環境に関する意識調査結果の概要

3-1 意識調査の実施概要

○ 目的

本計画の策定にあたり、町民・事業者・小中学生の皆様から、住んでいる地域の環境の満足度や課題、環境活動への取組状況など、ご意見をお伺いすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

○ 調査対象・調査方法

	町民	事業者	小中学生	
調査対象	大泉町に住む満 18 歳以上の 1,200 人	大泉町内の事業所 300 か所	大泉町内の小学 5 年生 329 人と中学 2 年生 349 人の計 678 人	
抽出法	「住民基本台帳」から年代、地区、性別に基づく層化抽出法による無作為抽出	町内事業所の業種別の層化抽出法による無作為抽出	—	
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及び WEB 回答		町内小中学校への通知	
調査期間	2022（令和4）年 10 月 17 日～10 月 31 日			
配布数	1,200	300	720	
			小学生 329	中学生 349
回収数 (うち WEB 回答数)	348 (77)	124 (34)	287 (-)	296 (-)
回収率	29.0%	41.3%	87.2%	84.8%

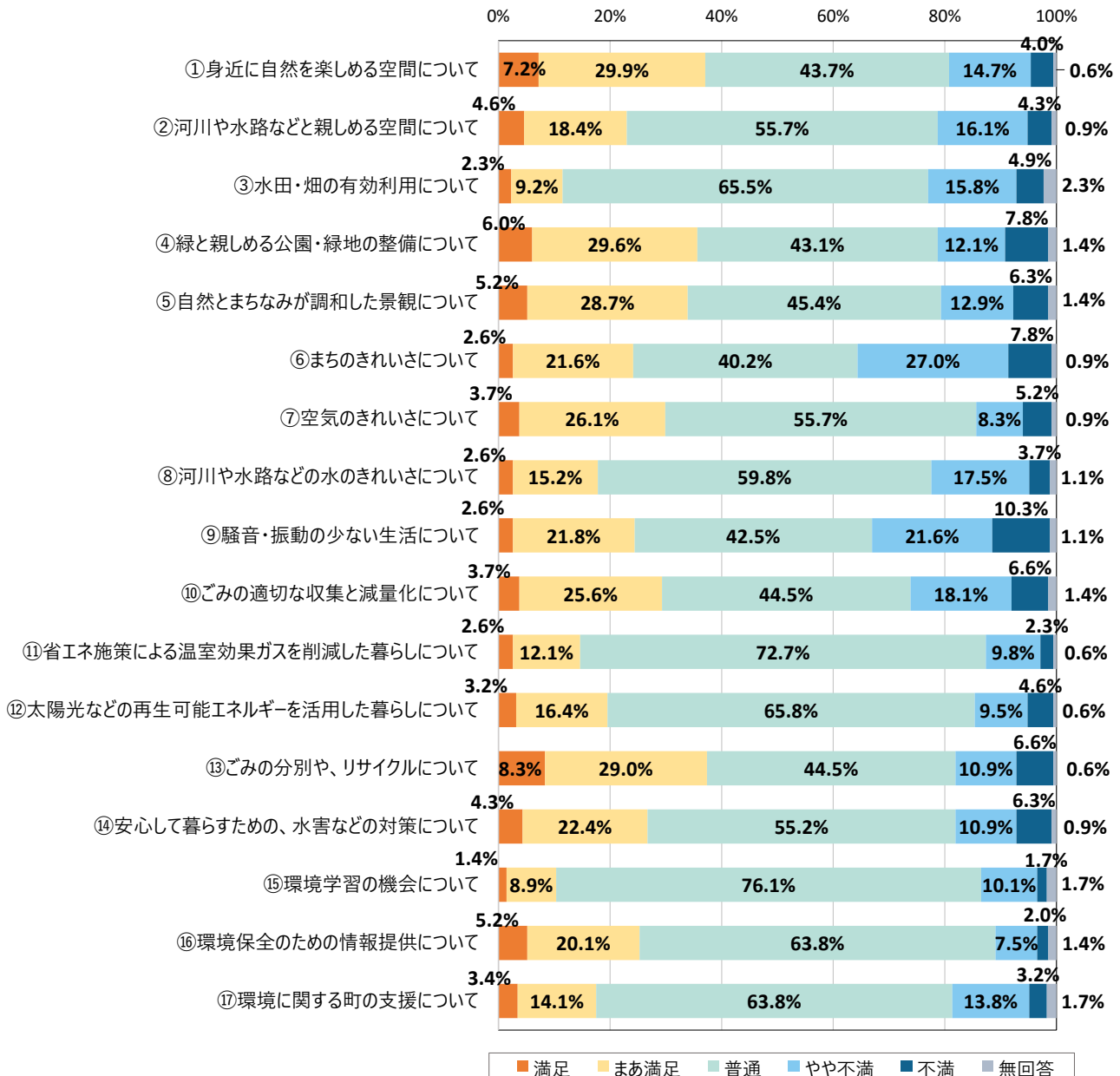
3-2

町民アンケート調査の結果(抜粋)

○ 大泉町の環境に関する満足度

大泉町の環境について、日頃感じていることの中で『満足(計)』(「満足」「まあ満足」の合計)の回答が最も多かったのは、「⑬ごみの分別や、リサイクルについて(37.4%)」で、次いで「①身近に自然を楽しめる空間について(37.1%)」、「④緑と親しめる公園・緑地の整備について(35.6%)」、「⑤自然とまちなみが調和した景観について(33.9%)」となっています。

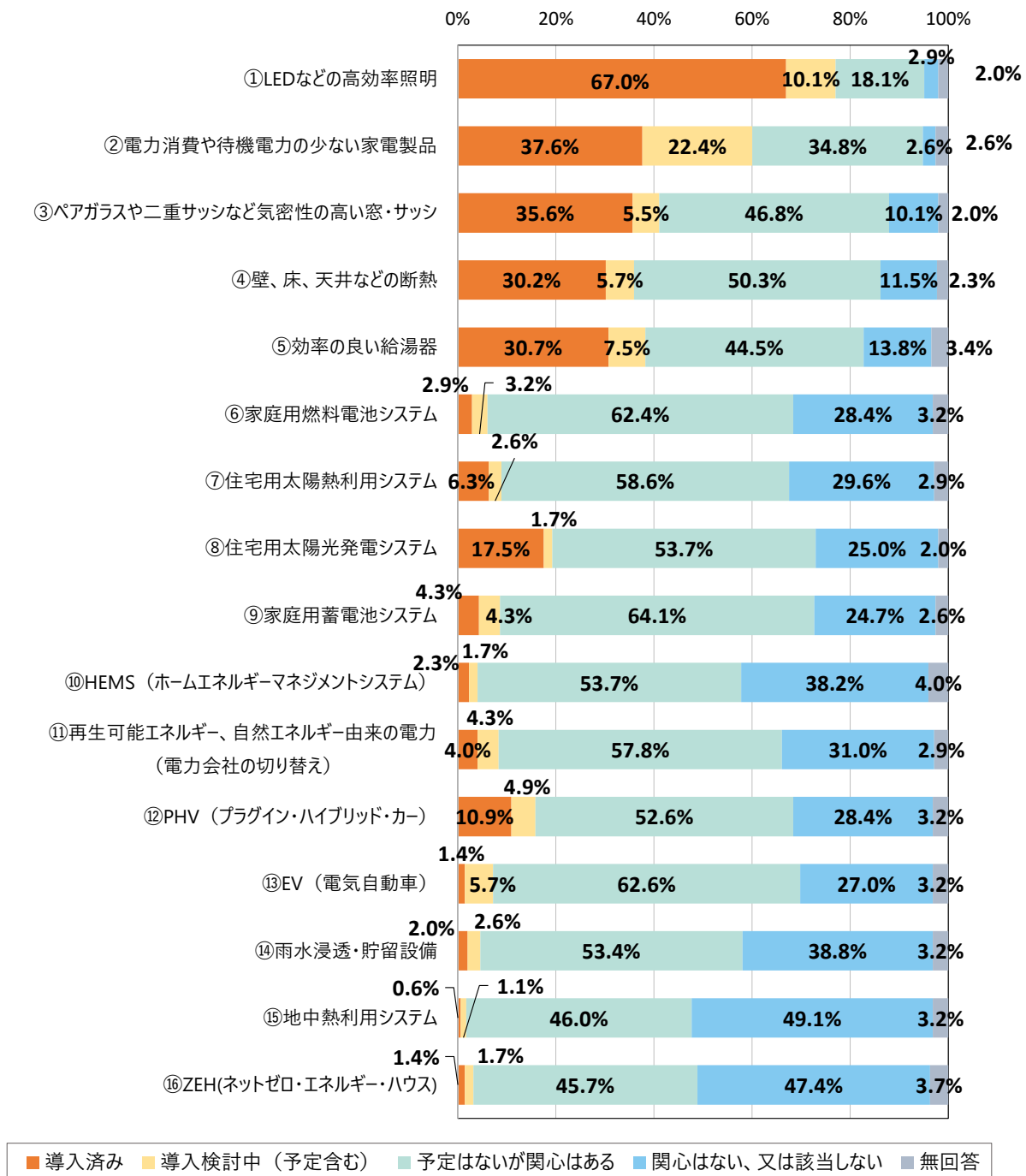
一方、『不満(計)』(「やや不満」「不満」の合計)については、「⑥まちのきれいさについて(34.8%)」が最も多く、次いで「⑨騒音・振動の少ない生活について(31.9%)」、「⑩ごみの適切な収集と減量化について(24.7%)」となっています。



○ 地球温暖化対策設備機器の導入状況

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況については、『導入済み』は「①LEDなどの高効率照明（67.0%）」が最も高く、「②電力消費や待機電力の少ない家電製品（37.6%）」、「③ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ（35.6%）」、「⑤効率の良い給湯器（30.7%）」、「④壁、床、天井などの断熱（30.2%）」と続いています。

また、『予定はないが、関心はある』の回答は、「⑨家庭用蓄電池システム（64.1%）」、「⑬EV（電気自動車）（62.6%）」、「⑥家庭用燃料電池システム（62.4%）」、「⑦住宅用太陽熱利用システム（58.6%）」、「⑩再生可能エネルギー*、自然エネルギー由来の電力（電力会社の切り替え）（57.8%）」、「⑫PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）（52.6%）」、「⑭雨水浸透・貯留設備（53.4%）」、「⑮地中熱利用システム（46.0%）」、「⑯ZEH（ネットゼロ・エネルギー・ハウス）（45.7%）」と続いています。



○ 事業者の環境活動について

事業所で取り組んでいる環境活動については、「⑨電気やガス使用量の削減など省エネルギーの実践（64.5%）」が最も実施率が高く、次いで、「⑭廃棄物の減量化や有効利用、再利用（50.0%）」、「⑮使用済み製品や容器等の回収（50.0%）」となっています。

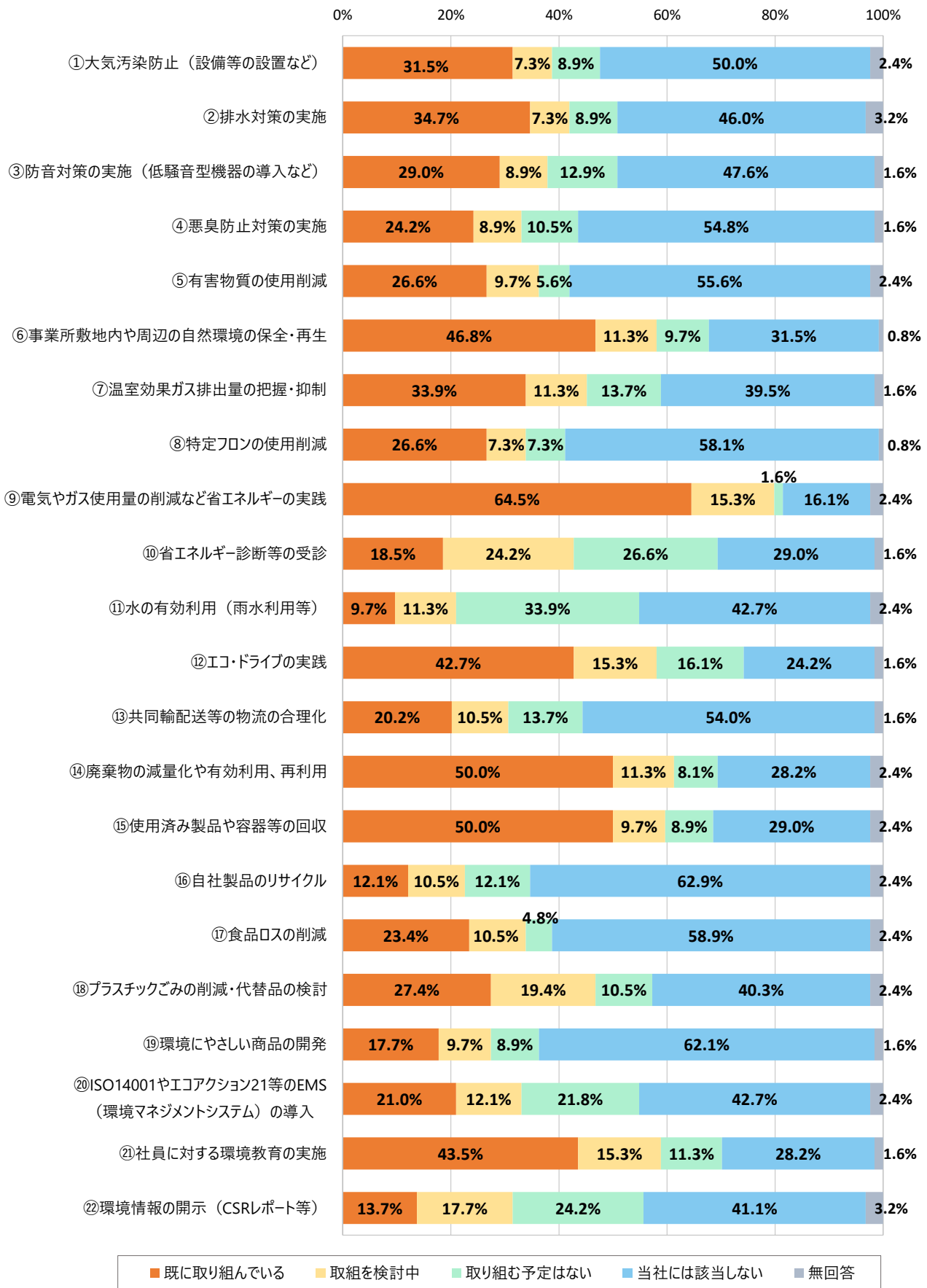
『取組を検討中』と回答した事業者が多かったのは、「⑩省エネルギー診断*等の受診（24.2%）」、「⑱プラスチックごみの削減・代替品の検討（19.4%）」、「⑳環境情報の開示（CSRレポート等）（17.7%）」となっています。

一方、『取り組む予定はない』の回答率が高かったのは、「㉑水の有効利用（雨水利用等）（33.9%）」、「⑩省エネルギー診断*等の受診（26.6%）」、「⑳環境情報の開示（CSRレポート等）（24.2%）」、「㉒ISO14001 やエコアクション 21 等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入（21.8%）」となっています。

その他の回答としては、水素ステーション*などに関連する取組が挙げられています。

◆その他回答

- 家庭において生ごみ処理に取り組んでいる。
- 回収フロンガスの再生、破壊処理。
- 水素ステーション*及び水素運搬船実証。
- おた環境チャレンジ協定。
- 廃棄業者選定・切替、リサイクル率の向上、プラスチックごみ削減。

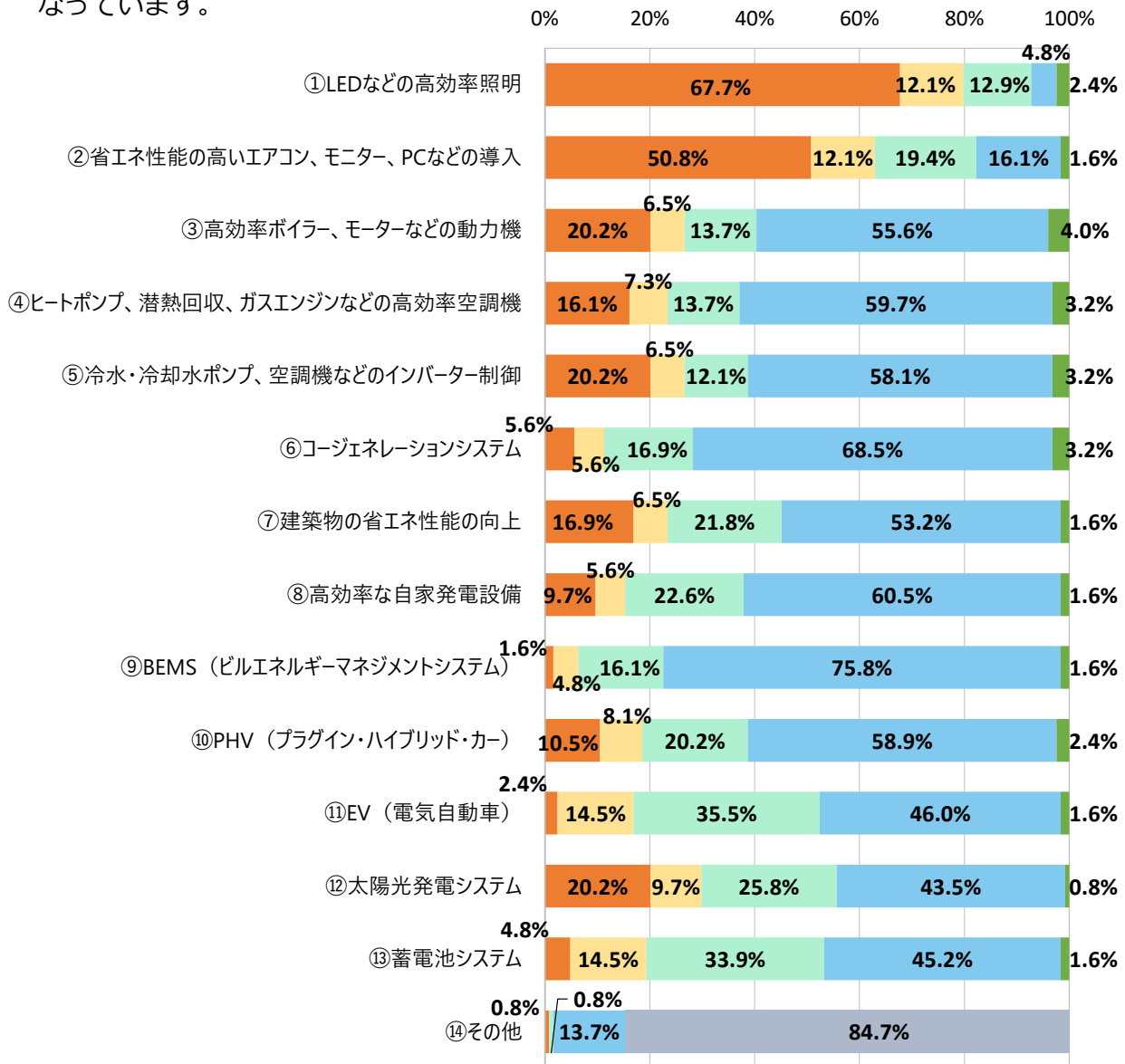


○ 地球温暖化対策設備機器の導入状況

地球温暖化対策設備機器の導入状況については、『導入済み』と回答した割合は、「① LED などの高効率照明（67.7%）」が最も高く、7 割近い事業所で既に導入されています。次いで、「②省エネ性能の高いエアコン、モニター、PC などの導入（50.8%）」、「③高効率ボイラー、モーターなどの動力機（20.2%）」、「⑤冷水・冷却水ポンプ、空調機などのインバーター制御（20.2%）」、「⑫太陽光発電システム（20.2%）」となっています。

また、『導入検討中（予定含む）』については、「⑪EV（電気自動車）（14.5%）」、「⑬蓄電池システム（14.5%）」が最も多く、次いで「①LED などの高効率照明（12.1%）」、「②省エネ性能の高いエアコン、モニター、PC などの導入（12.1%）」となっています。

『導入予定はないが、関心はある』については、「⑪EV（電気自動車）（35.5%）」、「⑬蓄電池システム（33.9%）」、「⑧高効率な自家発電設備（22.6%）」で回答率が高くなっています。



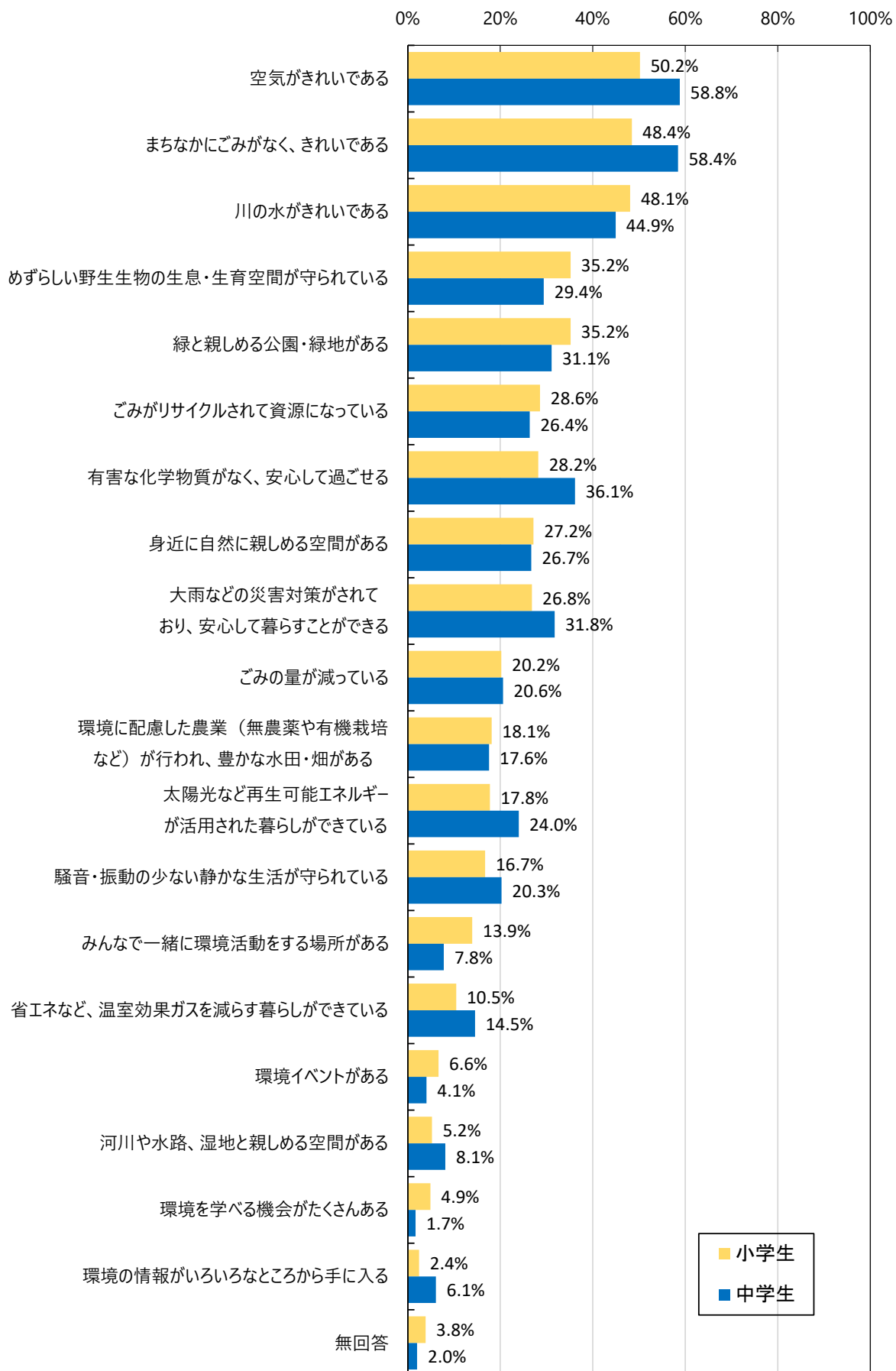
■ 導入済み ■ 導入検討中（予定含む） ■ 導入予定はないが、関心はある ■ 導入予定はない ■ 無回答

3-4 小中学校アンケート調査の結果(抜粋)

○ 町の環境や地球のために大切だと思うこと

小学生、中学生が環境のために特に大切だと思うことについては「空気がきれいである(小学生 50.2%,中学生 58.8%)」、「まちなかにごみがなく、きれいである(小学生 48.4%,中学生 58.4%)」、「川の水がきれいである(小学生 48.1%,中学生 44.9%)」の回答が高く、次いで小学生では「めずらしい野生生物の生息・生育空間が守られている(35.2%)」、「緑と親しめる公園・緑地がある(35.2%)」、中学生では「有害な化学物質がなく、安心して過ごせる(36.1%)」、「大雨などの災害対策がされており、安心して暮らすことができる(31.8%)」となっています。

全体の傾向にあまり違いは見られませんが、中学生については「化学物質、災害、再生可能エネルギー*、騒音・振動、温室効果ガス*」について小学生よりも5~10%程度高い割合を示しています。一方小学生については、「めずらしい野生生物、公園・緑地、一緒に環境活動をする場所、環境を学べる機会」について中学生よりも3~5%程度高い割合を示しています。



4 大泉町の課題

4-1 気候変動分野における課題

これまで、国や県などの政策などを用いて家庭・事業所における省エネ行動の啓発などにより、省エネ行動が日常的な取組として定着してきています。本町においても、町域から排出される二酸化炭素排出量は、2011（平成 23）年度以降増減を繰り返しつつも、2019（令和元）年度まで順調に減少しています。

しかし、省エネ行動だけでは、カーボンニュートラル*の達成は難しいことから、よりエネルギー消費量の削減効果の大きい取組についても普及・啓発や支援を行っていくほか、再生可能エネルギー*の導入の推進についても、行政の率先行動として取り組んでいく必要があります。

また、気候変動対策において、従来の温室効果ガス*の排出量を削減する「緩和策*」だけでなく、気候変動の影響に備える「適応策*」への対応も必要となります。顕著化する気候変動の影響によるリスクを把握した上で、町民の命と安全・安心な生活を守るため、国や県と連携しながら気候変動への適応策*の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエント*なまちづくりが求められています。

4-2 資源循環分野における課題

本町では、家庭で使用済みとなった天ぷら油や、賞味期限の過ぎた食用油などの廃油回収事業や、家庭用生ごみ処理機購入費等の補助により、ごみの減量化及びリサイクル、水質浄化などの取組を継続的に実施しています。しかしながら、1人1日あたりのごみ排出量やリサイクル率が国や県の平均値と比較すると芳しくなく、課題となっています。

また、近年では、プラスチックごみや食品ロス*などの問題が顕在化しており、法整備を伴う取組の強化が求められており、新たな仕組みづくりや、取組の強化が必要になります。

従来の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出すサーキュラーエコノミー（循環型経済）※1*の考えを踏まえた仕組みづくりを検討する必要があります。

※1以下「サーキュラーエコノミー」と表記します。

4-3 自然共生分野における課題

本町の農地などは減少傾向にあります。グリーンインフラ^{*}の視点などから改めてみどりの大切さを認識し、これらの保全に努める必要があるとともに、まちなかのみどりの創出に向けた取組を継続的に実施していく必要があります。

本町は、利根川流域に位置し、豊かな水辺の空間として、住民に憩いの場を提供しています。これらの水辺の保全について県と連携を図りながら進めるとともに、水辺と親しむ機会を創出し、町民、事業者、町が協働して、水辺の環境の維持に取り組んでいくことが必要です。

4-4 環境の安全・安心分野における課題

本町の大気、騒音及び振動については、環境基準又は要請限度^{*}を概ね達成していますが、水質については季節によって環境基準の超過がみられることがあります。引き続き、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導や事業者の自主的な環境配慮を促進するとともに、町民の生活排水対策の強化が求められています。

また、まちの美化については、地域美化清掃活動の促進や、町内のあき地等のパトロールによる適正管理についての指導等を継続して推進し、町民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けて取り組んでいく必要があります。

4-5 環境教育・学習、情報発信における課題

本町では、これまで環境フェア等の環境イベントを通じて環境意識の醸成を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症^{*}の拡大の影響により環境フェアの開催が困難な状況が続いています。ICT^{*}など新たな手法を取り入れた取組の検討などにより、継続的な環境意識の向上及び、自主的な環境保全行動につなげていく必要があります。特に、未来を担うこどもたちへの環境教育の充実や、町内事業者を巻き込んだ地域ぐるみでの環境保全活動の活性化を図ることが求められています。